

EU・中国関係の40年——

経済・通商関係から包括的な戦略的パートナーシップの形成へ、1975年—2015年

林 大輔

(EUSI 研究員(政治)、公益財団法人 世界平和研究所研究員)

2015年5月6日、この日EUと中国は外交関係樹立40周年という記念すべき日を迎えた。トゥスク(Donald Tusk) 欧州理事会常任議長、ユンカー(Jean-Claude Juncker) 欧州委員長、習近平主席、李克強総理はそれぞれ祝意のメッセージを交換し、その中で習近平はEU・中国関係を「世界で最も重要な二者間関係の一つへと押し上げる」と高らかに謳い上げた。

この40年を振り返ると、両者の関係は順風なものというよりも極めて起伏に満ちたものであった。ではこの性格の異なる両者が、どのようにして出会い、いかなる関係性を模索してきたのか？本稿では、EU・中国関係の40年史を「両者間関係の制度化」「経済的相互依存の深化」「日・EU関係との比較」という3つの視座を意識しつつ紐解いてゆき、今後いかなる発展を遂げてゆくかという展望を描いてみたい。

1. 国際関係におけるECと中国の邂逅——デタントとEC 共通通商政策、1975年

まず1975年外交関係樹立に至るまでの歩みを確認したい。ECが中国との対外関係を構築する契機となったのは、主に2つの要因が挙げられる。ひとつはデタントに伴う冷戦構造の変容である。1971年から72年にかけての米中接近ならびに1971年の中国国連加盟は、それまで西欧諸国にとって接近しがたい相手だった中国との関係を見直す大きな契機となった。それ以前に中国を政府承認及び国交樹立していたEC加盟国はデンマーク(1950年)とフランス(1964年)だけであり、イギリスとオランダは政府承認(1950年)後に代理大使級関係を樹立したものの(1954年)、その一方で台湾との実務関係も維持していたため「半外交」と呼ばれる関係に過ぎなかった。だがデタントによる冷戦対立の緩和と東西接近により、他のEC加盟国もアイルランドを除いて1973年までに中国に対する政府承認ならびに国交樹立を達成することになる<sup>1</sup>。

もうひとつの要因は、ECの共通通商政策(CCP: Common Commercial Policy)である。EC内の経済統合の進

<sup>1</sup> 西欧諸国と中国との政府承認・国交樹立に関する研究は、拙稿「イギリスの中華人民共和国政府承認問題、1948年—1950年」『法学政治学論究』第76号(2008年3月)387—416頁、三宅康之「中国の「国交樹立外交」、1949—1957年」『紀要(地域研究・国際学 編)』(愛知県立大学外国語学部)第39号(2007年3月)169—197頁、同「中国の「国交樹立外交」、1958—1964年」同前書、第40号(2008年3月)103—130頁、同「中国の「国交樹立外交」、1965—1971年」同前書、第43号(2011年3月)83—111頁、福田円「中仏国交正常化(1964年)と「一つの中国」原則の形成 仏華断交と「唯一の合法政府」をめぐる交渉」『国際政治』第163号(2011年1月)139—153頁、山影統「中国の対西欧諸国政策 1964年の中・西独政府間会談を中心に」添谷芳秀編著『現代中国外交の六十年 変化と持続』(慶應義塾大学出版会、2011年)215—236頁、Eberhard Sandschneider, “China’s Diplomatic Relations with the States of Europe,” *The China Quarterly*, Vol. 169 (March, 2002): 33-44; Marie Julie Chenard, “The European Community’s Opening to the People’s Republic of China, 1969-1979: Internal Decision-Making on External Relations” (Ph.D. Dissertation, London School of Economics and Political Science, 2012).

また本年ウィルソン・センターより、冷戦期の欧州諸国と中国との接近及び国交樹立に関する外交官と研究者らとのオーラル・ヒストリーが刊行された。Enrico Fardella, Christian F. Ostermann, and Charles Kraus, eds., *Sino-European Relations during the Cold War and the Rise of a Multipolar World: A Critical Oral History* (Woodrow Wilson International Center for Scholars, 2015)。なお同書は、現在EU 外務・安全保障政策上級代表を務めるモグリーニ(Federica Mogherini)が、当時の伊外相の肩書で巻頭言を寄稿している。

展により、それまで各加盟国が独自で行ってきた対外的な通商条約・協定交渉権限は、1970 年代初頭に共同体レベルに権限が委譲されることになった。その結果、各加盟国の既存の通商条約・協定は 1974 年末を以って満了し、1974 年 11 月 EC は中国に対して通商協定交渉を希望する旨を伝えてきたのである。

そのような中で、1975 年 5 月 4 日から 11 日まで、ソームズ(Christopher Soames) EC 委員会副委員長(対外関係担当委員)は中国人民外交学会の招聘を受けて中国を訪問することとなった。滞在中、ソームズは周恩来総理・李先念副総理・喬冠華外交部長・李強対外貿易部部長・姚依林対外貿易部第一副部長らと会談を行い、またウェレンスタイン(Edmund P. Wellenstein)対外関係総局長をはじめ EC 委員会内の対外関係担当高官を随行させるなど、政治的な意味合いを強く意識した訪問であった。

その中でもハイライトとなったのは、5 月 6 日のソームズ＝喬冠華会談であった。EC 側と中国側の初の外務閣僚級の会談の場で、喬はソームズに対し中国政府は EC 内の 3 共同体の一つである EEC と公式関係を樹立し、駐 EEC 代表部大使を任命すると中国政府の意向を伝えた。ソームズもこれに応じた上で、EEC と中国間の通商協定の枠組案を提示し、通商協定交渉を開始することで合意した<sup>2</sup>。この 5 月 6 日の会談をきっかけに、EEC/EC/EU・中国間の外交関係は正式にスタートしたのである。

## 2. 通商関係の基盤構築と初期外交枠組、1975 年－1988 年

このようにしてスタートした EEC/EC・中国関係は、当初は経済・通商を中心とする関係として動いてゆくこととなる。その理由としては、①元々経済統合を中心に発展してきた EC の政治的アクター性、②外交関係樹立後の主要アジェンダが EEC・中国間の通商協定締結交渉であったことのみならず、③中国側の事情として、1978 年より「改革開放」路線を取ることに伴って欧州との通商拡大を図ろうとしていたこと、などが挙げられる。

その結果、約 3 年間の交渉の末に 1978 年 4 月 3 日には EEC・中国通商協定が締結された<sup>3</sup>。これは最初の EEC・中国間の協定であるのみならず、もう一つ極めて重要な点として、本協定により EEC・中国間で通商問題を定期的に協議するための合同委員会(Joint Committee: 中欧経貿合作混合委員会)が創設されたことである(本協定第 9 条)。これにより EEC・中国関係は、1975 年当時の単なる外交関係樹立という線のレベルやアドホックな会合としての場を持つだけの関係ではなく、初の常設機関を持つことになったのである。その意味で、EEC・中国外交関係の制度化の第一歩となった<sup>4</sup>。そして 1979 年 7 月 18 日第 1 回合同委員会で、2 つ目の協定である EEC・中国繊維通商協定が締結されたのである<sup>5</sup>。

これら 2 つの通商協定は、1980 年代に入りそれぞれ更に包括的な協定へと発展を遂げた。1978 年通商協定は 1985 年 5 月 21 日に EEC・中国通商経済協力協定(TCA)に<sup>6</sup>、また 1979 年繊維通商協定は 1988 年 12 月 9

<sup>2</sup> ソームズ訪中と EEC・中国外交関係樹立に関する最も詳細な研究としては、Marie Julie Chenard, “The European Community’s Opening to the People’s Republic of China, 1969-1979: Internal Decision-Making on External Relations” (Ph.D. Dissertation, London School of Economics and Political Science, 2012), chapter 3.

<sup>3</sup> “Trade Agreement between the European Economic Community and the People’s Republic of China” (中華人民共和国和欧洲經濟共同体貿易協定), 3 April 1978, Francis Snyder, ed., *The European Union and China, 1949-2008: Basic Documents and Commentary* (Oxford & Portland, OR: Hart Publishing, 2009), pp. 58-62; 弗朗西斯・斯奈德編著、李靖堃、叶斌、劉衡訳、李靖堃校訳『欧洲連盟与中国(1949-2008) 基本文件与評注 上』(社会科学文献出版社、2013 年) 47-49 頁。

<sup>4</sup> Franco Algeri, “It’s the System That Matters: Institutionalization and Making of EU Policy toward China,” in David Shambaugh, Eberhard Sandschneider and Zhou Hong (周弘), eds., *China-Europe Relations: Perspectives, Policies and Prospects* (London: Routledge, 2008), pp. 72-73.

<sup>5</sup> “Agreement between the European Economic Community and the People’s Republic of China on Trade in Textile Products” (中華人民共和国和欧洲經濟共同体紡織品貿易協定), 18 July 1979, Harish Kapur, *China and the European Economic Community: The New Connection* (Dordrecht, The Netherlands: Martinus Nijhoff Publishers, 1986), pp. 253-273.

<sup>6</sup> “Agreement on Trade and Economic Cooperation between the European Economic Community and the People’s Republic of China” (中華人民共和国和欧洲經濟共同体貿易和經濟合作協定), 21 May 1985, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp.

日に新繊維通商協定にそれぞれ改正された<sup>7</sup>。中でも特に重要なのは、1985 年の通商経済協力協定 (TCA) であり、この協定は以後 EC・中国関係を規定する基本協定と位置付けられた。その後 2007 年より本協定を改正すべく EU・中国パートナーシップ協力協定 (PCA) 交渉が開始されたものの、現在は交渉が頓挫しており、依然として本協定は EU・中国経済・通商関係の基盤となっている。

だがこのような通商協定の締結を重ねながらも、当時の EC・中国間の貿易量はさほど大きくはなかった。1975 年外交関係樹立当時の EC・中国間の貿易額は約 24 億ドル、1978 年通商協定締結時の貿易額は約 33 億ドル程度であった。1980 年当時の中国全体の貿易総額は 380 億ドルであり、これは世界全体の貿易総額のたった 1% 程度に過ぎなかった<sup>8</sup>。その意味で中国は当時まだ通商相手としては規模が小さく、EC・中国貿易は日・EC 貿易と比べると、1975 年は日・EC 貿易の約 4 分の 1、1978 年は約 5 分の 1 に過ぎなかった。また当時の EC・中国貿易は概ね EC 側の貿易黒字が続いており、それに比べて日・EC 貿易は EC 側の貿易収支が巨額の赤字構造を抱えており、日本と欧州が激しい貿易摩擦を繰り返していたのとは対照的であった。

このように、経済・通商関係を軸にしつつ EEC/EC・中国関係は初期の発展を見せていた一方で、それ以外の政治的領域でも少しずつ関係の拡大が見られるようになった。まず政治協議枠組として、1984 年には閣僚レベルによる初の政治協議がバリで開催された。これは EC 側は欧州政治協力 (EPC) の枠組で実施されたものであった。また 1979 年 2 月には EC 側の最高責任者であるジェンキンス (Roy Jenkins) EC 委員会委員長が初めて中国を訪問し、2 月 23 日に鄧小平副総理、翌日に華国鋒主席と初の首脳会談を行った<sup>9</sup>。さらに同年 1 月には、中国全国人民代表大会の招聘を受けて、コロombo (Emilio Colombo) 欧州議会議長も中国を訪問し<sup>10</sup>、翌年より欧州議会・中国全国人民代表大会による議会間定期協議枠組が創設され、1980 年 6 月 16 日よりストラスブールの欧州議会にて欧州議会・全人代議会間会合が開催されたのである<sup>11</sup>。そして EC の在外公館としてはアジアで 4 カ国目 (日本・タイ・インドに次ぐ) となる駐中 EC 委員会代表部 (EC 委員会駐華代表团) が 1988 年 10 月 5 日に北京に開設された<sup>12</sup>。このように、EC・中国関係は初期の経済・通商関係発展の傍らで、少しずつ政治的関係の制度化を進めていったのである。

### 3. 天安門事件による停滞から EU・アジア関係強化の模索、1989 年 - 2000 年

だがこのような外交関係の発展の一方で、1987 年 10 月以降の中国のチベット弾圧を受け、欧州議会がチベットでの中国当局による人権侵害を非難する決議を採択するなど<sup>13</sup>、80 年代末の冷戦末期の民主化の動きをめぐり

62-76; 斯奈徳編著『欧洲連盟与中国 (1949-2008) 上』50-60 頁。

<sup>7</sup> “Agreement between the European Economic Community and the People’s Republic of China on Trade in Textile Products” (中華人民共和国和欧洲經濟共同体關於紡績品貿易協定), 9 December 1988, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 121-194; 斯奈徳編著『欧洲連盟与中国 (1949-2008) 上』76-97 頁。

<sup>8</sup> Ali M. El-Agraa, “The EU/China Relationship: Not Seeing Eye to Eye?” *Asia Europe Journal*, Vol. 5, No. 2 (June, 2007): 194.

<sup>9</sup> “China: Official visit by the President of the Commission,” *Bulletin of the European Communities*, No. 2, 1979, points 1.4.1.-1.4.3., pp. 28-30; Roy Jenkins, *European Diary, 1977-1981* (London: Collins, 1989), 21 February - 1 March 1979, pp. 402-418.

<sup>10</sup> 「人大常委会歡迎科隆博議長 烏蘭夫副委員長和科隆博議長在宴会上講話 姬鵬飛副委員長同科隆博議長會談」『人民日報』1979 年 1 月 5 日第 4 版。

<sup>11</sup> この EC・中国間の議会間定期協議枠組の創設は、日・EC 間の同種の枠組である「日本・EC 議員会議」創設 (1978 年) の 2 年後に当たる。「日本・EC 議員会議」に関しては、以下の論考を参照。Georg Jarzembowski, “The History and Role of EU-Japan Parliamentary Exchanges,” in Jörn Keck, Dimitri Vanoverbeke and Franz Waldenberger, eds., *EU-Japan Relations, 1970-2012: From Confrontation to Global Partnership* (London: Routledge, 2013), pp. 282-290; 倉田保雄「日本・EU 議員会議」、EUSI Commentary, Vol. 47 (2015 年 3 月 10 日) <http://eusi.jp/wp-content/uploads/2015/03/EUSI-Commentary-vol47.pdf>

<sup>12</sup> 「中華人民共和国政府和欧洲共同体委員会關於在中華人民共和国設立欧洲共同体委員会代表团及其特權与豁免協定」1987 年 3 月 31 日、中華人民共和国外交部編『中国外交概覽 1988』(世界知識出版社、1988 年) 540-542 頁、*Bulletin of the European Communities*, No. 10, 1988, point 2.2.46, p. 68; 「欧共同体駐華代表团在京開館」『人民日報』1988 年 10 月 6 日第 4 版。

<sup>13</sup> European Parliament, “Resolution on the Situation in Tibet,” 15 October 1987, *Official Journal of the European Communities*, C

政治的に難しい局面も徐々に浮上してきた。そのような中で、EC・中国関係を決定的に悪化させたのが、1989年6月4日の天安門事件であった。これを受けて、6月27日・28日のマドリード欧州理事会は、中国に対する措置を規定した「中国に関する宣言」を採択した<sup>14</sup>。その内容は、人権問題の喚起や対中武器禁輸、閣僚級協議の凍結、文化事業・科学技術事業の削減などであり、その結果、数多くのEC・中国間の交流や協議枠組が途絶えることとなった。

だがその後、西側諸国内で日本が対中制裁緩和に踏み切った後、ECもまた関係改善に向けて動き出すことになる。1990年9月28日EC外相トロイカ(EC現議長国+前議長国+次期議長国3外相)であるデミケリス(Gianni De Michelis)伊外相、コリンズ(Gerry Collins)アイルランド外相、ポース(Jacques Poos)ルクセンブルク外相は、銭其琛外交部長と国連総会会期中に会談し、EC・中国間の関係正常化に関する協議を行った<sup>15</sup>。その結果、同年10月22日閣僚理事会にて、段階的に中国との関係を再開することが決定されたものの<sup>16</sup>、対中武器禁輸措置だけは解除されず、その後もこの問題はEU・中国間で尾を引いてゆくことになる。

その後、EUは対アジア関係を強化しようという動きが徐々に顕在化してゆくことになる。その大きな要因としては、①それまでの国際関係を大きく規定してきた冷戦という国際環境が終結したこと、②1990年代に入りアジア地域の経済発展が高まってきたことに加え、③1993年マーストリヒト条約発効により共通外交・安全保障政策(CFSP)が導入され、それまで経済的アクターとしての側面が強かったEUは、国際政治において外交的アクターとしてのプレゼンスを高めることになったためである。

またそれに符合するような形で、EUとアジアの地域間外交枠組として、1994年ASEAN地域フォーラム(ARF)や1996年アジア欧州会合(ASEM)が創設され、EUならびに中国はともに正式メンバーとして加盟していた。これにより、これらの多国間協議枠組の中で互いに接触する機会が増大することになる。

このような流れの中で、欧州委員会は対アジア関係や対中国関係を規定する重要な政策文書を策定することになる。その嚆矢となったのは、1994年7月13日に欧州委員会が策定した「新たなアジア戦略に向けて」と題する政策文書であった。本文書では中国を、開放的な市場経済に基づく世界貿易システムの中に組み込むべく、積極的な経済協力を最優先とする相手国の一つとして位置付けていた<sup>17</sup>。

このEU初の対アジア地域戦略文書を基に、欧州委員会はアジア各国向けの基本政策文書を策定してゆくことになる。欧州委員会は、まず対日基本政策文書<sup>18</sup>をまとめた後に、中国に関しては1995年7月5日「中欧関係の長期的政策」という文書を策定した<sup>19</sup>。この文書は、EU・中国外交関係樹立後20年が経過したことを踏まえ、21世紀に向けた中国との長期的な関係を展望すべく、政治関係、経済・通商関係、協力戦略、政策調整、という4つの政策課題からEU・中国関係に対する提言をまとめたものであった。中でもEUにとって重要だったのは、①中国を国際社会に組み込むために、世界的に重要な課題を協議する政治対話の拡大や、中国のWTO加盟と市場経済への移行を支援する、②中国国内の改革を促進するために、人権や市民社会を向上させ、環境や科

305, Vol. 30 (16 November 1987), p. 114; "Resolution on Human Rights in Tibet," 16 March 1989, *ibid.*, C 96, Vol. 32 (17 April 1989), pp. 140-141.

<sup>14</sup> "Declaration on China," 26 and 27 June 1989, European Council: Madrid, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 741-742.

<sup>15</sup> 銭其琛著、濱本良一訳『銭其琛回顧録 中国外交20年の証言』(東洋書院、2006年)187-190頁。

<sup>16</sup> Commission of the European Communities, *XXIVth General Report of the Activities of the European Communities 1990* (Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1991), p. 295.

<sup>17</sup> Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council, "Towards a New Asia Strategy," 13 July 1994, COM(94) 314 final, p. 24, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 310-339.

<sup>18</sup> Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council, "Europe and Japan: The Next Steps," 18 March 1995, COM(95) 73 final.

<sup>19</sup> Commission of the European Communities, Communication of the Commission, "A Long Term Policy for China-Europe Relations," 5 July 1995, COM(1995) 279 final, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 340-369.

学技術分野での協力を推進する、③EU・中国関係をより強固にするために、中国での EU の経済活動や市場アクセスを改善し、人的交流を活性化する、という 3 点であった。

だがその後たった 3 年の間に、中国はポスト鄧小平時代に突入し、また香港返還や第一次朝鮮半島核危機など地域的な役割が増大し、さらに EU でもアムステルダム条約が調印されるなど、EU と中国を取り巻く環境は大きく変化した。そのため欧州委員会は、1998 年 3 月 25 日「中国との包括的パートナーシップの構築」と題する新たな文書を策定した<sup>20</sup>。この文書は、EU・中国関係を「包括的パートナーシップ (comprehensive partnership: 全面夥伴関係)」と初めて規定した画期的なものであった。その上で、EU・中国関係の優先事項として、次の 5 つを目指すべきと謳っている。すなわち、①政治対話枠組を格上げし、中国をより深く国際社会に関与させる、②中国が法の支配や人権に基づく開かれた社会へと移行するよう支援する、③中国を国際貿易システムの中に参入させ、国内での経済・社会改革を支援することで、中国を世界経済の中により深く組み込む、④そのための予算をより効率的に活用する、⑤中国国内にて EU の存在を高める、などであった。

これらの対中基本政策文書で規定されていたように、EU・中国間では日・EU 間と同じく、1990 年代から政治レベル及び実務レベルにて常設協議枠組としていくつかの対話枠組が作られることになる。まず 1992 年の EU・中国間の環境対話創設を皮切りに、1994 年にはエネルギー対話、1995 年には人権対話、1997 年には情報通信対話などの政治対話ならびに分野別対話が徐々に作られていった。そしてそのような対話枠組の最高峰とも言えるのが、1998 年より正式に開始された「EU・中国定期首脳協議」(EU-China Summit: 中欧領導人会晤)であった。EU 側は欧州委員長ならびに欧州理事会議長 (=EU 議長国首脳)、そして中国側は国務院総理が参加し、EU と中国の二者間 (bilateral) での政治・経済・社会・文化などあらゆる重要な案件に関する基本方針を決定するのみならず、両者間の協定・覚書・共同宣言など合意を締結し、さらには地球規模課題や地域情勢に関する協力を形成するという意味で、決定的に重要なものであった。すでに日・EU 間では 1991 年に定期首脳協議が開始されており、中国は日本に遅れること 7 年後、そして EU にとってアジア諸国で 2 カ国目の定期首脳協議枠組を持つパートナーとなったのである<sup>21</sup>。

他方、EU・中国間の経済・通商規模も、漸次ながら順調に拡大していった。1989 年当時 139.82 億ドルにすぎなかった EU・中国貿易は、2000 年には 5 倍弱の 690.38 億ドルまで発展した。特に中国側の輸出増は目覚ましく、それに伴い貿易収支も変化を見せ、それまでの「EU 側の貿易黒字・中国側の赤字」、といった構図が転換してゆき、次第に「EU 側の貿易赤字・中国側の黒字」、構造へと変わっていったのである。だが EU・中国貿易が拡大したといっても、日・EU 貿易と比べると貿易額も EU 側の貿易赤字も小さく、その意味で EU にとっての貿易摩擦は依然として日本との問題の方が重要であった<sup>22</sup>。

またこの当時、EU にとっての中国との経済・通商問題の最大の争点は中国の WTO 加盟であった。EU は中国

<sup>20</sup> Commission of the European Communities, Communication from the Commission, “Building a Comprehensive Partnership with China,” 25 March 1998, COM(1998) 181 final, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 370-388. なお本文書を詳細に分析した日本語による論考として、渡邊啓貴「ヨーロッパから見た中国 EU の対中政策を中心として」『国際比較政治研究』(大東文化大学国際比較政治研究所) 第 20 号 (2011 年 3 月) 69-88 頁。

またこの 2 年後に欧州委員会は、本文書の進捗状況に関するレビューを行い、その間の EU・中国関係の成果を評価しつつ、今後の EU 側の更なる取組みを提言した報告書をまとめている。Report from the Commission to the Council and the European Parliament, “The Implementation of the Communication ‘Building a Comprehensive Partnership with China,’” 8 September 2000, COM(2000) 552 final, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 388-403.

<sup>21</sup> 現時点でアジア諸国の中で EU と定期首脳協議を持つ国は、日本 (1991 年～: 年 1 回)、中国 (1998 年～: 年 1 回)、インド (2000 年～: 年 1 回)、韓国 (2002 年～: 2 年に 1 回) である。

<sup>22</sup> 中華人民共和国外交部編『中国外交概覧 1990』(世界知識出版社、1990 年) 297 頁、同『中国外交 2001 年版』(世界知識出版社、2001 年) 443 頁、Eurostat, *External and Intra-EU Trade: A Statistical Yearbook, Data 1958-2000*, 2001 edition (Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 2001), pp. 22-27, 30-31 and 32-41.

の WTO 加盟を積極的に推進すべく、後に WTO 事務局長に就任することになるラミー (Pascal Lamy) 通商担当欧州委員と石広生・対外貿易経済合作部長を中心に協議を重ねていった。その結果、2000 年 5 月 19 日には EU・中国間の二者間繊維通商協定の諸規制を WTO 体制内に組み込むために段階的に廃止する交換公文を締結し<sup>23</sup>、2001 年 12 月 11 日の中国の WTO 加盟に大きく道を拓くことになったのである。

また EU・中国間の条約・協定として、通商分野以外では初となる、EU・中国科学技術協力協定が 1998 年 12 月 22 日に締結されたことも<sup>24</sup>、この時期の EU・中国関係の発展の中で特筆すべき大きな成果であった。

このように、この時期の EU・中国関係は、①EU 側での基本政策文書の策定、②EU・中国定期首脳協議を頂点とする対話枠組の形成、③EU・中国貿易の漸進的拡大と中国の WTO 加盟推進、などの点で、現在の EU・中国関係の基盤構造を形成してきた時期と言えるだろう。だがその一方で、特に対中武器禁輸措置や人権対話に代表されるように、天安門事件の負の遺産ともいえる要素が EU・中国関係の中で顕在化した時期でもあった。このような規範的な措置が EU・中国関係の中でどれだけ実質的な意義と役割を果たしているか、という点については厳しく評価が分かれており<sup>25</sup>、特に対中武器禁輸措置はその後も大きくクローズアップされることになる。

#### 4. 「包括的な戦略的パートナーシップ」としての EU・中国関係、2001 年 - 2013 年

21 世紀に入ると、EU と中国は、互いをより重要なグローバル・プレーヤーとして捉えるようになり<sup>26</sup>、EU・中国間の協力の重要性がさらに強調されるようになった。その結果、EU・中国関係は 2003 年には「包括的な戦略的パートナーシップ (comprehensive strategic partnership: 全面戦略夥伴関係)」というより高次元の重要性を持つ関係として位置付けられるようになる。その要因としては、EU 側・中国側双方でそれぞれ重要な政策文書が策定されたためであった。

まず EU 側では、2003 年 9 月 10 日に欧州委員会が「成熟するパートナーシップ EU・中国関係における共通の利益と挑戦」と題する政策文書を策定した<sup>27</sup>。本文書は、近年の EU・中国間の政治・経済・社会面での協力の急激な拡大が、両者の関係において「新たな成熟」を産み出していると指摘し、EU と中国は「戦略的パートナーとして協力する上でかつてないほど大きな利益がある」と論じている。その上で、①政治対話枠組の更なる格上げと

<sup>23</sup> “Agreement in the form of an Exchange of Letters between the European Community and the People’s Republic of China initialled in Beijing on 19 May 2000 amending the Agreement between them on trade in textile products and amending the Agreement between them initialled on 19 January 1995 on trade in textile products not covered by the MFA bilateral Agreement - Protocol A” (2000 年 5 月 19 日中華人民共和国和欧洲共同体在北京草簽的以換函形式的協定，修訂「紡績品貿易協定」，並且修訂双方 1995 年 1 月 19 日草簽的「關於双边多種纖維協定未包括的紡績品貿易的協定」，議定書 A)，19 May 2000, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 266-282; 斯奈德編著『欧洲連盟与中国 (1949-2008) 上』131-146 頁。

<sup>24</sup> “Agreement for Scientific and Technological Cooperation between the European Community and the Government of the People’s Republic of China” (中華人民共和国政府与欧洲共同体科学技術合作協定)，22 December 1998, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 860-874; 斯奈德編著『欧洲連盟与中国 (1949-2008) 下』815-822 頁。

<sup>25</sup> EU・中国人権対話とその評価については、Katrin Kinzelbach, *The EU’s Human Rights Dialogue with China: Quiet Diplomacy and Its Limits* (London: Routledge, 2013); Zhongqi Pan (潘忠岐), ed., *Conceptual Gaps in China-EU Relations: Global Governance, Human Rights and Strategic Partnerships* (Basingstoke, UK: Palgrave Macmillan, 2012); Wenwen Shen, “Eurocentric Endeavor or Empty Rhetoric?: Analysing EU Promotion of Human Rights in China through a Normative Power Perspective, 1989-2009” (Ph.D. dissertation, University of Bath, 2011); Yu Qiao (喬宇), “Essence and Limitation: The Exercise of the EU’s Normative Power towards China since 1989” (筑波大学大学院国際政治経済学研究科博士論文、2013 年)などを参照。

<sup>26</sup> 2003 年 12 月 13 日欧州安全保障戦略 (ESS) においても、EU は中国を日本・カナダ・インドと並んで「戦略的パートナーシップ」として位置付けている。“A Secure Europe in a Better World: European Security Strategy,” 12 December 2003.

<sup>27</sup> Commission of the European Communities, Commission Policy Paper for Transmission to the Council and the European Parliament, “A Maturing Partnership - Shared Interests and Challenges in EU-China Relations,” 10 September 2003, COM(2003) 533 final, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 459-489. なお本文書を詳細に分析した日本語による論考として、山影統による次の論考を参照。山影統「冷戦後の中国・EU 関係における対立構造「政策文書」にみる関係発展プロセス認識の相違」『問題と研究』第 40 巻第 4 号 (2011 年 10・11・12 月) 103-133 頁。

戦略的優先課題の規定、②人権対話の重視と市民社会への支援、③中国の WTO 加盟や分野別対話の拡大・経済社会改革への支援、④EU・中国間協力プログラムの促進、⑤中国国内での EU に関する知名度の拡充、といった 5 つの分野に関する行動計画を提示したのである。

この欧州委員会の対中国政策文書が閣僚理事会で承認された 2003 年 10 月 13 日、同じ日に中国側でも「中国の対 EU 政策文書」が発表された<sup>28</sup>。これは中国が対 EU 基本政策を包括的に検討した初の政策文書であった。本文書では、中国もまた EU との「長期的かつ安定した包括的なパートナーシップ」にコミットすると述べた上で、中国の対 EU 政策の目標として、①政治的関係の健全で安定的な発展、②経済・通商協力の深化、③文化・人的交流拡大ならびに東西間の文化の調和と進歩、という 3 点を挙げている。その上で、政治、経済、教育・文化、社会・司法・行政、軍事の 5 つの政策領域に関する政策提言を行っているが、特に重要な特徴としては次の二点に集約されるだろう。第一に、政治面では、「一つの中国」原則の遵守をめぐる台湾問題・チベット問題ならびに人権問題に関して、EU に対して中国側の立場を強く主張していることである。第二に、経済面では、EU・中国協力を先進国 - 途上国関係の性格を持つものと位置付け、EU との対話・協議枠組や支援などを通じた協力を示唆していることであった。

また、このような EU・中国間の「包括的な戦略的パートナーシップ」とは一体何を意味するのか？について、温家宝総理は次のように演説している。すなわち、『『包括的』とは、協力が全ての面にわたり広範囲かつ多層的であるべきこと』であり、『『戦略的』とは、協力が長期的で安定したものであるべきで、中国・EU 関係のより大きな姿に関わるものであること』で、そして『『パートナーシップ』とは、協力が対等の立場に基づき、相互に利益がありウィン・ウィンの関係であること』を意味すると、EU・中国間の関係性を極めて明快なイメージを以って提示したのである<sup>29</sup>。

このような EU・中国間の包括的な戦略的パートナーシップは、単なる政策文書や演説上のレトリックに留まらず、その後具体的な形で現れるようになる。第一に、EU・中国定期首脳協議で重要な政策領域に関する合意が締結されたことである。例えば、2004 年第 7 回 EU・中国定期首脳協議では、核不拡散・軍備管理に関する共同宣言、2005 年第 8 回 EU・中国定期首脳協議では、気候変動に関する共同宣言が採択された<sup>30</sup>。これらは、地球規模課題に対する EU・中国間の協力合意であり、それまでの経済・通商問題を中心とする争点と比べて格段に重要性の高い政策領域に関する合意であった。また、2003 年第 6 回 EU・中国定期首脳協議で、EU の全地球衛星航法システム (EU 版 GPS) である「ガリレオ計画」に対する EU・中国協力協定は<sup>31</sup>、アメリカが支配的な地位を確立している GPS や宇宙開発といった先端的な政策領域において、EU・中国双方の目指す多極化の観点からも、極めて

<sup>28</sup> 「中国対 EU 政策文書 (China's EU Policy Paper)」2003 年 10 月 13 日、中華人民共和国外交部編『中国外交 2004 年版』(世界知識出版社、2004 年) 403-410 頁、Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 490-498; 斯奈德編著『欧洲連盟与中国 (1949-2008) 上』370-377 頁。また本文書を詳細に分析した日本語による論考として、前註の山影論文参照。

<sup>29</sup> 温家宝総理在中欧投資与貿易研討会上的讲话「積極發展中国与欧盟全面夥伴關係」(Wen Jiabao, Speech to the China-EU Investment and Trade Symposium, Brussels, “Vigorously Developing a Comprehensive Strategic Partnership between China and the European Union”) 2004 年 5 月 6 日、斯奈德編著『欧洲連盟与中国 (1949-2008) 上』377-380 頁、Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 499-501。

<sup>30</sup> “Joint Declaration of the People's Republic of China and the EU on Non-proliferation and Arms Control” (中華人民共和國与欧洲連盟關於防擴散和軍備控制問題的連合声明), 8 December 2004, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 711-715; 斯奈德編著『欧洲連盟与中国 (1949-2008) 下』626-630 頁。“Joint Declaration on Climate Change between China and the European Union” (中国和欧盟氣候變化連合宣言), 5 September 2005, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 823-824; 斯奈德編著『欧洲連盟与中国 (1949-2008) 下』753-754 頁。

<sup>31</sup> “Cooperation Agreement on a Global Civil Navigation Satellite System (GNSS) - GALILEO between the European Community and Its Member States and the People's Republic of China” (中華人民共和國与欧洲共同体及其成員国全球民用衛星導航系統 (伽利略計劃) 合作協定), 30 October 2003, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 884-890; 斯奈德編著『欧洲連盟与中国 (1949-2008) 下』832-838 頁。

重要なものであった<sup>32</sup>。

第二に、EU・中国間の対話枠組の重層化である。両者間の常設協議枠組である政治対話ならびに分野別対話は、21 世紀に入り新たな政治レベルや政策領域での対話枠組が毎年のように創設されるようになった。例えば、2003 年には知的財産権対話、2004 年には宇宙協力対話、競争政策対話、通商政策対話、繊維貿易対話、マクロ経済政策・金融市場規制対話、2005 年には農業対話など、特に先端的な政策領域において数多くの分野別対話が創設されていった。また政治対話として、EU・中国外交関係樹立 30 周年にあたる 2005 年に、「EU・中国戦略対話」(EU-China Strategic Dialogue)が創設されたことは、両者間の外交・安全保障協力協議の上で重要なステップとなった。これは、国際情勢や地球規模課題・地域情勢など外交・安全保障問題に関する外務副大臣・外務審議官級の対話枠組であり、EU 側はトロイカを代表する形で EU 議長国外務副大臣が、中国側は外交部副部长(欧州担当)が年 1 回定期的な協議を行うという枠組であった<sup>33</sup>。

そしてこのような重層的な対話枠組は、後に閣僚級の常設対話枠組が創設されることで「三本柱構造」の形を取るようになる。まず 2008 年には経済・通商閣僚級の対話枠組として「EU・中国ハイレベル経済・通商対話」(EU-China High Level Economic and Trade Dialogue: 中欧経貿高層対話)が創設され、EU 側は欧州委員(通商担当や経済・通貨問題担当など)が、中国側は国務院副総理(商務・金融・市場管理担当)が出席し、両者間の経済・通商問題が協議されるようになった。そして 2010 年には、それまでの EU・中国戦略対話が格上げされる形で「EU・中国ハイレベル戦略対話」(EU-China High Level Strategic Dialogue: 中欧高級別戦略対話)が創設され、EU 側は外務・安全保障政策上級代表が、中国側は国務委員(外交担当)が出席し、両者間の外交・安全保障問題が協議されるようになった。そして 2012 年には、「EU・中国ハイレベル人的・文化交流対話」(EU-China High Level People-to-People Dialogue: 中欧高級別人文交流対話)が創設され、EU 側は欧州委員(教育・文化・青少年担当)が、中国側は国務委員(教育・科学技術・文化・メディア・スポーツ担当)が出席し、両者間の教育・文化・人的交流に関する協議がなされるようになったのである。このように、EU・中国外交関係は、首脳級会議であるサミットを頂点とし、その下に「ハイレベル戦略対話」「ハイレベル経済・通商対話」「ハイレベル人的・文化交流対話」という 3 つの閣僚級の定期協議枠組を柱構造に見立て、それぞれの柱の下に当該分野の分野別対話をしたがる——という現在のハイブリッドな常設協議構造が形成されたのである<sup>34</sup>。

第三に、具体的な協力の深化と拡大である。前述のような EU・中国間の対話枠組の拡大や重層化に伴い、両者が協力し得る政策領域は飛躍的に拡大した。初期の頃の経済・通商を中心とする関係と比べて、21 世紀に入り外交・安全保障・テロ対策・気候変動・災害支援・農業・都市化・イノベーション・教育文化・青少年交流・学術研究など、社会のあらゆる側面で両者の協力が徐々に積み重ねられていった。

一例として、安全保障協力を挙げるならば、中国も日本と同様に 2009 年よりソマリア沖の海賊対処作戦に参加し<sup>35</sup>、世界食糧計画(WFP)の船舶護衛任務や、EU 海軍部隊と中国海軍との共同訓練(2014 年 3 月 20 日)など、

<sup>32</sup> Nicola Casarini, *Remaking Global Order: The Evolution of Europe-China Relations and Its Implications for East Asia and the United States* (Oxford: Oxford University Press, 2009), pp. 101-122.

<sup>33</sup> EU・中国戦略対話は、第 1 回(2005 年 12 月 20 日)はロンドンで、EU 議長国(英)のピアソン(Ian Pearson)通商・外務・コモンウェルス担当閣外大臣と張業遂・中国外交部副部长(欧州担当)の間で開催。第 2 回(2006 年 6 月 6 日)は北京で、EU 議長国(オーストリア)のヴィンクラー(Hans Winkler)外務担当閣外大臣と張業遂の間で開催。第 3 回(2007 年 10 月 25 日)はリスボンで、EU 議長国(ポルトガル)のクラヴィーニョ(Joao Cravinho)外務協力担当副大臣と張業遂の間で開催。第 4 回(2009 年 1 月 19 日)は北京で、EU 議長国(チェコ)のヴォンドラ(Alexandr Vondra)欧州問題担当副首相と李輝・中国外交部副部长(欧州・アジア担当)の間で開催。『中国外交 2006 年版』266 頁、『中国外交 2007 年版』260 頁、『中国外交 2008 年版』230 頁、『中国外交 2010 年版』247 頁参照。

<sup>34</sup> “EU-China Dialogue Architecture,” February 2015, [http://ceas.europa.eu/china/docs/eu\\_china\\_dialogues\\_en.pdf](http://ceas.europa.eu/china/docs/eu_china_dialogues_en.pdf)

<sup>35</sup> 中国のソマリア沖の海賊対処活動については、杉浦康之「ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動」防衛省防衛研究所編『中国安全保障レポート 2014 多様化する人民解放軍・人民武装警察部隊の役割』(防衛省防衛研究所、2015 年)43-48 頁。

海賊対処を通じた EU・中国間の軍事協力が徐々に積み重ねられている。また 2013 年からのイラン核協議では、中国も国連安保理常任理事国ならびに核保有国として協議に参加し、イランと共に共同司会を務める EU より中国の関与と協力に対し一定の評価を受けている。

また、経済・通商関係についても、2001 年の中国の WTO 加盟以降、EU・中国貿易は飛躍的に拡大した。2000 年には 1004.95 億ユーロ(対中輸出 258.63 億ユーロ、輸入 746.32 億ユーロ)だった EU・中国貿易は、2010 年には 3958 億ユーロ(対中輸出 1132.72 億ユーロ、輸入 2825.31 億ユーロ)と、10 年で約 4 倍に拡大した。この期間の日・EU 貿易が、2000 年には 1375.87 億ユーロ(対日輸出 454.97 億ユーロ、輸入 920.90 億ユーロ)だったのが、2010 年には 1096.25 億ユーロ(対日輸出 438.44 億ユーロ、輸入 657.81 億ユーロ)と、年による微増減が発生する程度で大きく変わっていないのとは比べると、極めて対照的であった<sup>36</sup>。日・EU 貿易と EU・中国貿易は、統計によって異なるものの、2002 年から 2003 年にかけて逆転し、かつて EU にとって第 2 位の貿易相手国だった日本は、2014 年には第 7 位の貿易相手国にまでその相対的地位を低下させ、対して中国は 1980 年には第 30 位程度だったのが、2003 年以降は第 2 位の地位を確立し、第 1 位のアメリカとの差を年々縮めてきている。

しかしながらこのようなパートナーシップ関係の深化と拡大の一方で、両者の対立や問題も次第に根深いものとなっていった。第一に、経済・通商分野においては、貿易摩擦が挙げられる。EU・中国貿易の拡大は、特に中国側の輸出増が凄まじく、2000 年にはついに EU の貿易赤字相手国として日本を抜いて中国がトップに踊り出た。実際には日本にとっても、2000 年日・EU 間の EU 側貿易赤字額は日・EU 史上最高の 465.94 億ユーロにまで達したにも関わらず、EU・中国間ではそれを上回る 487.68 億ユーロを叩き出した。以後、日・EU 間の貿易不均衡は徐々に低下していったのに対し、EU・中国間の不均衡はますます拡大していった。2008 年には EU・中国間の EU 側貿易赤字額は史上最高の 1695.17 億ユーロ(25 兆 8362 億円)(対中輸出 784.17 億ユーロ、輸入 2479.33 億ユーロ)にまで達していた<sup>37</sup>。こうして見ると、1980 年代以降に日欧間で争点となっていた貿易不均衡と比べても、現在の EU・中国貿易の置かれている状況がいかに凄まじいかを物語っているであろう。

EU・中国貿易で争点となっている問題は、知的財産権保護や、中国製品の安全性問題や、中国の市場経済地位(MES)認定問題など極めて多岐にわたるものの、中でも最も伝統的な争点の一つであり現在も大きな問題として頻繁に取り上げられるのが、ダンピング問題である。特に 2012 年以降、中国製太陽光パネルに対する EU の反ダンピング調査と関税賦課措置をめぐって、EU と中国双方が報復的措置を繰り返し貿易摩擦が激化したことは記憶に新しい<sup>38</sup>。

また EU・中国間の経済・通商協定交渉としても、1985 年締結以降両者間の基本協定として位置付けられてきた通商経済協力協定(TCA)を、より包括的な協力内容を規定する現代的な協定へと改定すべく、2007 年 1 月 16 日より EU・中国パートナーシップ協力協定(PCA)交渉が開始された。だがその後の交渉は膠着し、2010 年末までに 25 カ条分の条項内容の検討まで進んでいたものの、2011 年に第 12 回作業部会会合と第 6 回実務責任者会合が開催されたのを最後に、頓挫したままとなっている<sup>39</sup>。

<sup>36</sup> “2A: Main EU27 Trading Partners - Exports; Imports,” and “2B: Trends in EU27 Trade by Partner (Country) - Exports; Imports; Trade Balance,” Eurostat, *External and Intra-EU Trade: A Statistical Yearbook, Data 1958-2010*, 2011 edition (Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2011), pp. 31-32, 33-42.

<sup>37</sup> “1C: From EU6 to EU27: External Trade Trends with Main Partners - Exports; Imports; Trade Balance,” “2A: Main EU27 Trading Partners - Exports; Imports,” and “2B: Trends in EU27 Trade by Partner (Country) - Exports; Imports; Trade Balance,” *Ibid.*, pp. 24-29, 31-32, 33-42.

<sup>38</sup> EU・中国間のダンピング問題に関する措置については、中華人民共和国商務部『国別貿易投資環境報告 2013』(上海人民出版社、2013 年)182-186 頁、同『国別貿易投資環境報告 2014』137-139 頁。また中国製太陽光パネルをめぐる貿易摩擦に関しては、拙稿「EU と中国「包括的な戦略的パートナーシップ」の中の通商紛争」、EUSI Commentary, Vol. 022 (2013 年 9 月 13 日) <http://eusi.jp/wp-content/uploads/2013/09/EUSI-Commentary-vol22.pdf>

<sup>39</sup> EU・中国パートナーシップ協力協定(PCA)交渉の進捗状況については、『中国外交 2008 年版』231 頁、『中国外交 2009 年版』

第二に、政治・外交・安全保障分野では、代表的なものとして、EU の対中武器禁輸問題が挙げられる<sup>40</sup>。1989年天安門事件後にEUの対中国制裁措置として引き継がれてきたものの、制裁として実効性や拘束性に乏しいものであり、本質的には極めて象徴的あるいは政治的な措置に過ぎなかった。元々EUの対中武器禁輸措置は、1989年6月マドリード欧州理事会で採択された宣言(「中国に関する宣言」)を基にしていたものの、本宣言をどう解釈するか、また武器の輸出を許可する権利などはEU加盟国政府にあるため、実際の運用は各加盟国により異なっていた。また1998年6月8日に策定された「EU武器輸出行動規範(Code of Conduct)」<sup>41</sup>は、EUの武器輸出の対象となる国が満たすべき8つの基準が示されていたものの、あくまで「行動規範」であったために拘束性に乏しかった。そのため、英・仏・独・伊などは限定的ながらも中国に対して防衛装備や対艦ミサイルの輸出を実際に行っており、EU加盟国から中国への武器輸出額は、年によってばらつきがあるが、2001年(1626万ユーロ)、2002年(4056万ユーロ)、2003年(174万ユーロ)、2004年(7285万ユーロ)、2005年(1.13億ユーロ)などに上っていた<sup>42</sup>。

そのような中、2003年12月12日・13日の欧州理事会で対中武器禁輸措置に対する見直しが提議された。イニシアチブを取ったのはシラク(Jacques Chirac)仏大統領とシュレーダー(Gerhard F. Schroeder)独首相であった。その後、英・伊・蘭などは禁輸措置解除に好意的な立場を取ったものの、より規範的な立場を重視するスウェーデンやデンマークなどの北欧諸国や欧州議会は反対の立場を取った。

またアメリカも、EUの対中武器禁輸措置解除の動きに対して警告を発していた。パウエル(Colin L. Powell)米國務長官は仏・アイルランド・英・独など各国外相に対し反対を表明し、2005年2月2日には米下院議会がほぼ全会一致(411対3)でEUの対中武器禁輸措置解除の動きを非難する決議を採択し、さらに同月ライス(Condoleezza Rice)米國務長官とブッシュ(George W. Bush)米大統領が相次いでブリュッセルを訪問し、反対の意思を警告した。加えて米国は、英軍需企業などを通じてロビー活動を行うことで、米国市場に大きく依存していた欧州の防衛産業を禁輸解除反対へと転換するよう働きかけた。そのような中、2005年3月14日中国が「反分裂国家法」を制定したことを受け、英・蘭・チェコ・北欧諸国・ルクセンブルクなどは禁輸解除の再考へと舵を切り、6月16日・17日欧州理事会で禁輸解除の検討は時期が適切でないとして、見送りの決定がなされたのである。

267頁、『中国外交 2010年版』247頁、『中国外交 2011年版』269頁、『中国外交 2012年版』242頁を参照。

<sup>40</sup> EUの対中武器禁輸問題に関しては、Casarini, *Remaking Global Order: The Evolution of Europe-China Relations and Its Implications for East Asia and the United States*, pp. 123-139; May-Britt U. Stumbaum, *The European Union and China: Decision-making in EU Foreign and Security Policy towards the People's Republic of China* (Baden-Baden: Nomos, 2009), pp. 165-201; Yang Liu, "The Paradox of EU Foreign Policy: The EU-China Arms Embargo and Its Implications (1989-2009)" (Ph.D. Dissertation, University of Aberdeen, 2010); 梁正綱『貶值的籌碼 欧盟对中国武器禁運』(秀威資訊科技股份有限公司、2011年); Pascal Vennesson, "Lifting the EU Arms Embargo on China: Symbols and Strategy," *EurAmerica*, Vol. 37, No. 3 (September, 2007): 417-444; 松崎みゆき「EUの対中武器禁輸措置解除問題 米国が与えた影響」『海幹校戦略研究』第2巻第1号(2012年5月)45-63頁。

<sup>41</sup> "EU Code of Conduct for Arms Exports: Sanction Regimes, Arms Embargoes and Restrictions on the Export of Strategic Goods," 8 June 1998, Snyder, *The European Union and China, 1949-2008*, pp. 744-749. 8つの基準のうち第2点目として、人権尊重要件が挙げられている。またこの行動規範に基づき、EU加盟国は毎年武器輸出に関する報告書を提出している(次註参照)。その後この行動規範が改定され、EU加盟国に対して拘束性のある武器輸出共通規則が制定されたのは2008年のことであった。"Council Common Position 2008/944/CFSP of 8 December 2008 defining common rules governing control of exports of military technology and equipment," 8 December 2008, *Official Journal of the European Union* (Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2008), L 355, Vol. 51 (13 December 2008), pp. 99-103.

<sup>42</sup> 平和・安全保障研究所「EUの対中兵器禁輸の実態と展望」(平和・安全保障研究所政策提言 No. 7, 2009年9月30日)8-10頁; "Fourth Annual Report according to Operative Provision 8 of the European Code of Conduct on Arms Exports," *Official Journal of the European Communities*, C 319, Vol. 45 (19 December 2002), pp. 18 and 34; "Fifth Annual Report according to Operative Provision 8 of the European Code of Conduct on Arms Exports," *Official Journal of the European Union*, C 320, Vol. 46 (31 December 2003), pp. 14 and 30; "Sixth Annual Report according to Operative Provision 8 of the European Code of Conduct on Arms Exports," *ibid.*, C 316, Vol. 47 (21 December 2004), pp. 38-39; "Seventh Annual Report according to Operative Provision 8 of the European Code of Conduct on Arms Exports," *ibid.*, C 328, Vol. 48 (23 December 2005), pp. 44-45; "Eighth Annual Report according to Operative Provision 8 of the European Code of Conduct on Arms Exports," *ibid.*, C 250, Vol. 49 (16 October 2006), pp. 265-266.

## 5. 次の時代へ——EU から見た対日・対中関係の発展の軌跡、2013 年 - 2015 年

2003 年に EU・中国関係が「包括的な戦略的パートナーシップ」と規定されてから 10 年——その間両者のパートナーシップは、EU 側ではバローゾ委員会、そして中国側は胡・温体制の下で大きな発展を遂げてきた。特に EU 側では、2005 年の第 5 次 EU 拡大 (15→25 カ国体制: 現在は 28 カ国) や 2009 年リスボン条約発効など更なる統合が進み、国際的なプレゼンスはより一層高まっていった。その後、2013 年には中国側は習・李体制に、そして 2014 年には EU 側はユンカー委員会へと、それまでのパートナーシップを牽引してきた主役たちが交代を迎え、EU・中国関係は新たなリーダーシップの下で更なる目標を見出そうとしている。

そのような中で、2013 年から 2014 年にかけて、EU・中国間では新たな戦略目標や基本政策の制定が行われた。それが、2013 年 11 月 21 日の「EU・中国協力 2020 戦略計画」と、2014 年 4 月 2 日の「中国の対 EU 政策文書」であった。前者は、2013 年第 16 回 EU・中国定期首脳協議で合意された、2020 年までの EU・中国協力の中長期的な戦略目標を定めたものであり、後者は、前述した中国初の対 EU 政策基本文書である「中国の対 EU 政策文書」(2003 年 10 月 13 日) を実に 10 年半ぶりに見直したものであった。これらは、政治・外交・安全保障や経済・通商から、産業・社会・エネルギーや文化交流に至るまで、非常に幅広い分野の協力を包括的に検証しており、今後の EU・中国間のパートナーシップの目指す方向性が窺える内容となっている<sup>43</sup>。

また経済・通商協定交渉に関しても、交渉が停滞した EU・中国パートナーシップ協力協定 (PCA) に代わって浮上してきたのが、EU・中国投資協定交渉である。EU・中国間では、貿易額は非常に膨大なのに対して、投資額はそれほど大きくはなく、EU との累積対外直接投資額で中国はアジアの中でも日本やシンガポールはおろか香港よりも少ない<sup>44</sup>。また EU 側では欧州戦略投資基金 (EFSI)、中国側では「一帯一路」構想やアジアインフラ投資銀行 (AIIB) など、EU・中国それぞれの経済成長戦略の根幹に位置付けられる基盤的投資計画を基に、より積極的な投資を呼びこむべく EU・中国間の投資環境の更なる整備が現在最大の関心の一つとなっている。その結果、2014 年 1 月 21 日より EU・中国投資協定交渉が開始され、これを梃子に将来的には EU・中国間の深化した包括的自由貿易協定締結 (DCFTA) までも視野に入れた、より野心的な経済・通商枠組構築を目指している<sup>45</sup>。

これまで見てきたように、EU・中国関係は 1975 年の外交関係樹立以来、紆余曲折を経ながらも独自の深化と拡大を遂げてきた。この 40 年間の過程は、日・EU 関係と比較すると、日・EU 間という同じ先進国間で先行してきた発展を、中国の政治的・経済的発展に伴い、EU・中国間でも時代を下ってから同様に経験する、といった歴史的パターンが見受けられる。それは、外交関係樹立 (日・EU 間 1959 年: EU・中国間 1975 年) に始まり、議会間対話枠組創設 (日・EU 間 1978 年: EU・中国間 1980 年)、EU 在外公館開設 (日・EU 間 1974 年: EU・中国間 1988 年)、EU 側基本政策策定 (日・EU 間 1995 年 3 月: EU・中国間 1995 年 7 月)、サミット開始 (日・EU 間 1991 年: EU・中国間 1998 年)、中期的戦略計画策定 (日・EU 間 2001 年: EU・中国間 2013 年) や貿易摩擦激化 (日・EU

<sup>43</sup> “EU-China 2020 Strategic Agenda for Cooperation” (中欧合作 2020 戦略規画), 21 November 2013, [http://eeas.europa.eu/china/docs/20131123\\_agenda\\_2020\\_en.pdf](http://eeas.europa.eu/china/docs/20131123_agenda_2020_en.pdf);

「中国対 EU 政策文書 深化互利共贏の中欧全面戦略夥伴關係 (China's Policy Paper on the EU)」2014 年 4 月 2 日 [http://www.fmprc.gov.cn/mfa\\_chn/ziliao\\_611306/tyjt\\_611312/zcwj\\_611316/t1143397.shtml](http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/ziliao_611306/tyjt_611312/zcwj_611316/t1143397.shtml). これら 2 つの政策文書に関する論考としては、拙稿「EU・中国関係の中期的戦略計画と中国の対 EU 政策」、EUSI Commentary, Vol. 36 (2014 年 7 月 25 日) <http://eusi.jp/wp-content/uploads/2014/07/EUSI-Commentary-vol36.pdf>

<sup>44</sup> ‘EU-27 Foreign Direct Investment,’ European Commission, DG Trade, “European Union Trade in the World,” 15 January 2015, pp. 33-36.

<sup>45</sup> “EU-China 2020 Strategic Agenda for Cooperation” (中欧合作 2020 戦略規画), 21 November 2013, *ibid.*, paragraph II-I-3; 2014 年 3 月 31 日ファン＝ロンパイ・バローゾ・習近平首脳会談共同声明 “Deepening the EU-China Comprehensive Strategic Partnership for Mutual Benefit,” 31 March 2014, paragraph 11; The 17th EU-China Summit Joint Statement, “The Way forward after Forty Years of EU-China Cooperation,” 29 June 2015, paragraph 10.

間 1970 年代:EU・中国間 2000 年代)など、日・EU 間で先行し、後に EU・中国間でキャッチアップする、といった発展の軌跡を見出すことができるだろう。

もちろんこのような発展型式は、厳密な意味で同質的なものではなくある程度の類型化によるものに過ぎず、異なる性質や方向性を以って発展していった点も多い。例えば、日・EU 間と EU・中国間の戦略的パートナーシップの法的基盤として、日・EU 間では戦略連携協定 (SPA) と経済連携協定 (EPA) が現在交渉されている一方で、EU・中国間では EU 近隣諸国や途上国との関係に比較的多いパートナーシップ協力協定 (PCA) を当初志向し、現在は投資協定を梃子に将来的な FTA を視野に入れて交渉を続けている。

また日・EU 間と EU・中国間のパートナーシップの性質の違いに基づく関係性の発展の差異も指摘されている。日本と EU は、冷戦期より共に同じ西側資本主義陣営に属する先進国として歩み続け、人権や民主主義や法の支配など共通の価値に基づく「当然の戦略的パートナー同士」としてその関係性を深めてきた。だがこのような日・EU 関係も、実態としては非常に基盤の薄いものであり、「期待の赤字 (expectation deficit)」とも言うべき日本側の EU に対する過小評価 (=「能力と期待との間のギャップ (capability-expectation gap)」) や、日欧間で特に問題となる争点の少なさからくる「案件模索型 (issue-seeking)」の関係性など、日・EU 関係はすぐれて「人為的なパートナーシップ」としての側面も多い<sup>46</sup>。

それに対して EU・中国間では、人権・民主主義・法の支配・自由主義経済などの規範を重視する EU と、共産党一党支配に基づく権威主義的統治や法的整備の未熟な中国といった、極めて性格の異なる者同士のパートナーシップである。実際に EU・中国間では、人権問題や武器禁輸問題・貿易摩擦・環境問題・アフリカ開発援助など、対立的争点を数多く抱えており、その意味で「パートナーシップ」ではなくむしろ「ライバル (対立相手・競争相手)」としての性質も孕んでいる。また日・EU 関係と異なり解決を必要とする争点が極めて多岐に亘っているため、すぐれて「案件対処型 (issue-driven)」の関係にあり、EU・中国間での高次の対話枠組は、両者の戦略的合意の集約ではなく、むしろ戦略的立場の違いを解決する必要があるが故に形成されたとする議論も提示されている。

だがその一方で、日・EU 関係と異なるもう一つ見過ごされがちな重要な点として、EU と中国は国連安保理常任理事国や核保有国を従えている国際政治上の伝統的なパワー同士という側面もある。例えば、2003 年の EU・中国間での「包括的な戦略的パートナーシップ」の形成には、同年開始された米国主導のイラク戦争がその背景の一つとして挙げられる。EU 及び中国は、日本と異なり米国の提唱する軍事ドクトリンに基づく強制的な中東情勢解決には消極的な姿勢を取り続け、そのような米国主導の秩序形成に対抗すべく互いに接近を図った末に、両者間でより高次のパートナーシップ関係を志向するようになったのである。また 2013 年から 2015 年のイラン核協議でも、EU と中国は国連安保理常任理事国及び核保有国として多国間協議に参加し (E3+3/P5+1)、本問題をめぐる協調を維持してきた。このように、軍事的なパワーとしての欧州と中国が影響力を発揮する場合は必ずしも多くはないものの、EU・中国間の重要な協力の一つとして見過ごしてはならないだろう。

今後の EU・中国間の「包括的な戦略的パートナーシップ」の発展は、日・EU 間の戦略的パートナーシップの深化と拡大にも大きな影響を与えてゆくであろう。そのような中で、EU が果たして日本と中国に何を求めているのか、EU・中国間と比べて日・EU 間ではどのような協力を成し得ることができるのか、これらの点を日本にいる我々は考えてゆかねばならないであろう。

<sup>46</sup> 鶴岡路人「EU と日本 パートナーシップの構図」田中俊郎、庄司克宏編『EU 統合の軌跡とベクトル トランスナショナルな政治社会秩序形成への模索』(慶應義塾大学出版会、2006 年) 371-395 頁。